

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳まで※の幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象となります。

### 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子どもたち

#### 【対象者および利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
  - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から<sup>(注1)</sup>小学校入学前までの3年間です。

(注1) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降<sup>(注2)</sup>の子どもたちについては、食材料費が軽減されます。

(注2) 1号認定の場合、小学3年生以下の最年長の子どもを、2号認定の場合、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントします。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定手続きが必要となりますので、詳細はお住まいの市町村にご確認ください。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
  - 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、0歳から2歳までの保育所、認定こども園の保育料について、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウント<sup>(注3)</sup>して、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

(注3) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

#### 【対象となる施設および事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育<sup>(注4)</sup>、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注4) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者および利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象者および利用料】

- 無償化の対象<sup>(注5)</sup>となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」<sup>(注6)</sup>を受ける必要があります

(注5) 保育所、認定こども園などを利用できていない方が対象となります。

(注6) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額 37,000 円まで、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設および事業】

- 認可外保育施設<sup>(注7)</sup>に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象<sup>(注8)</sup>とします。

(注7) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

(注8) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先  
松原市子ども未来室入所係  
TEL:072-334-1550(代表)